

## マイナンバー（社会保障・税番号）制度がはじまります

マイナンバー（社会保障・税番号）制度は、住民票を有するすべての方に12桁の個人番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で情報を管理・確認するために活用されます。行政の効率性を高め、公平・公正な社会を実現するための基盤となる制度です。

### ○マイナンバーが届いたら、何をすればいいの？

平成27年10月から皆さんの住民票の住所にマイナンバーを通知するカード（通知カード）が郵送され、平成28年1月から税・社会保障の申請書等へのマイナンバーの記載が順次始まります。

通知カードはマイナンバーを申請窓口で確認するための大切なカードです。またマイナンバーは、原則生涯同じ番号を使い続けるため、自由に変更はできませんので、通知カードは大切にしてください。

### ○マイナンバーはどういう場面で利用するの？

社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。年金・雇用保険・医療保険の手続や生活保護・福祉の給付、税の確定申告の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。

また税や社会保険の手続で、事業主や証券会社、保険会社が個人に代わって手続を行う場合もあり、勤務先や金融機関にマイナンバーの提出を求められる場合があります。

### ○個人番号カードは何に使えるの？

マイナンバーの通知の際、個人番号カードの申請書が届きます。

個人番号カードはICチップのついたカードで、e-Tax等の電子申請が行える電子証明書も搭載されます。顔写真もあり、本人確認のための身分証明書として使用できます。図書館カードや印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスも利用可能になります。

### ○よく「国が個人情報を一元管理する」を言われますが、本当？

違います。個人情報の管理は今までどおり各機関で行い、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。

マイナンバーを元に特定の機関に共通のデータベースを構築することはなく、個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。

### ○アメリカや韓国のように成りすましが多発することはありますか？

海外の成りすまし事案は番号のみでの本人確認や、番号に利用制限がなかったことなどが影響したと考えられます。

日本のマイナンバー制度では、厳格な本人確認の義務づけや利用範囲の法律での限定、罰則の強化などの措置を講じています。

マイナンバーについて、詳しくはホームページをご覧ください。また、コールセンターも開設しています。お気軽にお問い合わせください。

【内閣官房 マイナンバー（社会保障・税番号制度）ホームページ】

【H・P】 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

【マイナンバーのコールセンター】

日本語 ☎0570-20-0178 <sup>マイナンバー</sup>

英語 ☎0570-20-0291

受付時間 /9:30～17:30

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

問 本庁 企画政策課企画政策 G ☎52-1111 内線309



マイナンバーキャラクター マイナちゃん